

評価の基準

○「大学基準」(平成16年3月5日改定)

[図書・電子媒体等]

11 大学は、図書・電子媒体等の資料を体系的・計画的に整備し、利用者の有効な活用に供しなければならない。

(解説)

大学における教育研究を推進するためには、図書、学術雑誌、電子媒体等の学術情報の整備が極めて重要である。

大学は、適切な規模の図書館を配備し、質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その充実に配慮するとともに、その効果的な利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。また、図書館ネットワーク等を利用した学術情報の広域的な活用促進のための方途を講ずることも必要である。また、社会への学術研究の情報提供のため、大学博物館、研究成果の展示室等の学術情報発信施設を整備することが望ましい。

点検・評価項目における評価の視点 (大学評価ハンドブック2011年度申請用より)

評価項目7(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

(評価の視点)

- 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性
- 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境
- 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

評価に際し留意すべき事項 (同上ハンドブックより)

達成度による評価	水準に関する評価
①図書・電子媒体等の資料を体系的・計画的に整備し、利用者の有効な活用に供しているか。	①図書館を地域に開放している。 ②国立情報学研究所のGeNiiや他の図書館とのネットワークが整備されている。 ③図書館閲覧席座席数が全学収容定員の10%を超えている。 ④最終授業終了後も図書館で学生が学修することができる。